人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく 困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正に ついて(通知)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて(令和2年3月1日職職-104)」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年2月13日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改 正 前
1 <u>検疫法(昭和26年法律第20</u> <u>1号)</u> 第16条第2項に規定する 停留(これに準ずるものを含む。)の対象となった場合	1 検疫法(昭和26年法律第20 1号)第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令(令和2年政令第28号)第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む。)の対象となった場合

- 2 検疫法第16条の2第1項又は (新設) 第2項の規定に基づき、職員又は その親族が外出しないことその他 の新型コロナウイルス感染症の感 染の防止に必要な協力を求められ た場合(これに準ずる場合を含む 。) で、勤務しないことがやむを 得ないと認められるとき
- 3 感染症法第44条の3第1項又 は第2項の規定に基づき、職員又 はその親族が外出しないことその 他の新型コロナウイルス感染症の 感染の防止に必要な協力を求めら れた場合で、勤務しないことがや むを得ないと認められるとき

<u>4 · 5</u> (略)

2 感染症法第7条第1項の規定に 基づく新型コロナウイルス感染症 を指定感染症として定める等の政 令(令和2年政令第11号)第3 条によって準用される感染症法第 44条の3第2項の規定に基づき 、職員又はその親族が新型コロナ ウイルス感染症にかかっていると 疑うに足りる正当な理由のある者 として、当該者の居宅又はこれに 相当する場所から外出しないこと その他の当該感染症の感染の防止 に必要な協力を求められた場合で 、勤務しないことがやむを得ない と認められるとき

<u>3</u>・<u>4</u> (略)

以 上